

第3部 事後評価の進め方

第3部 事後評価の進め方

第3部 事後評価の進め方

1. 事後評価のポイント

(1) 事後評価の時期

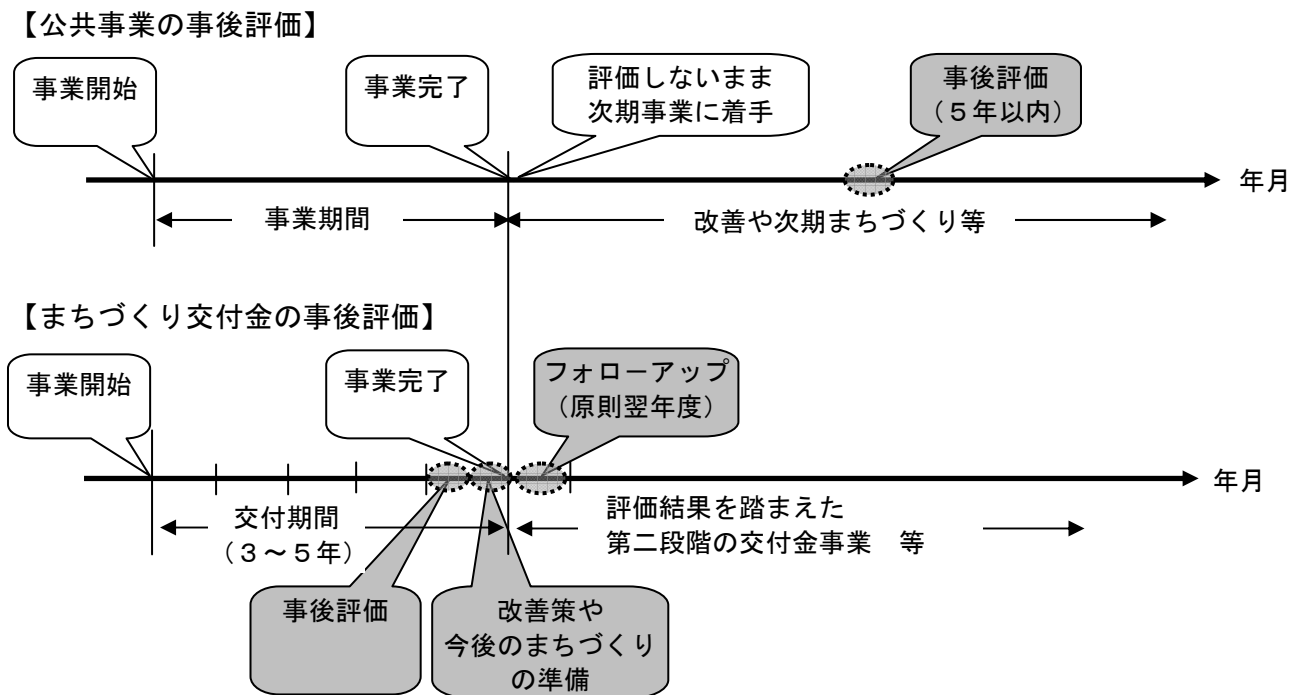
まちづくり交付金では、交付期間終了後の効果の持続や次のまちづくりへ展開を図るため、市町村がまちづくり目標に対する達成状況を確認したり、効果発現の要因を整理して今後のまちづくり方策（改善策を含む）を検討することとしています。

まちづくり交付金の事後評価は、交付終了年度に開始することとします。

事後評価を交付終了年度の上期から実施することにより、

- ① 交付終了年度の下期において、改善策や今後のまちづくりの検討、第二段階の交付金事業の計画準備等が可能となります。
- ② 事業完了後、直ちに改善や次期まちづくり等を実施できます。

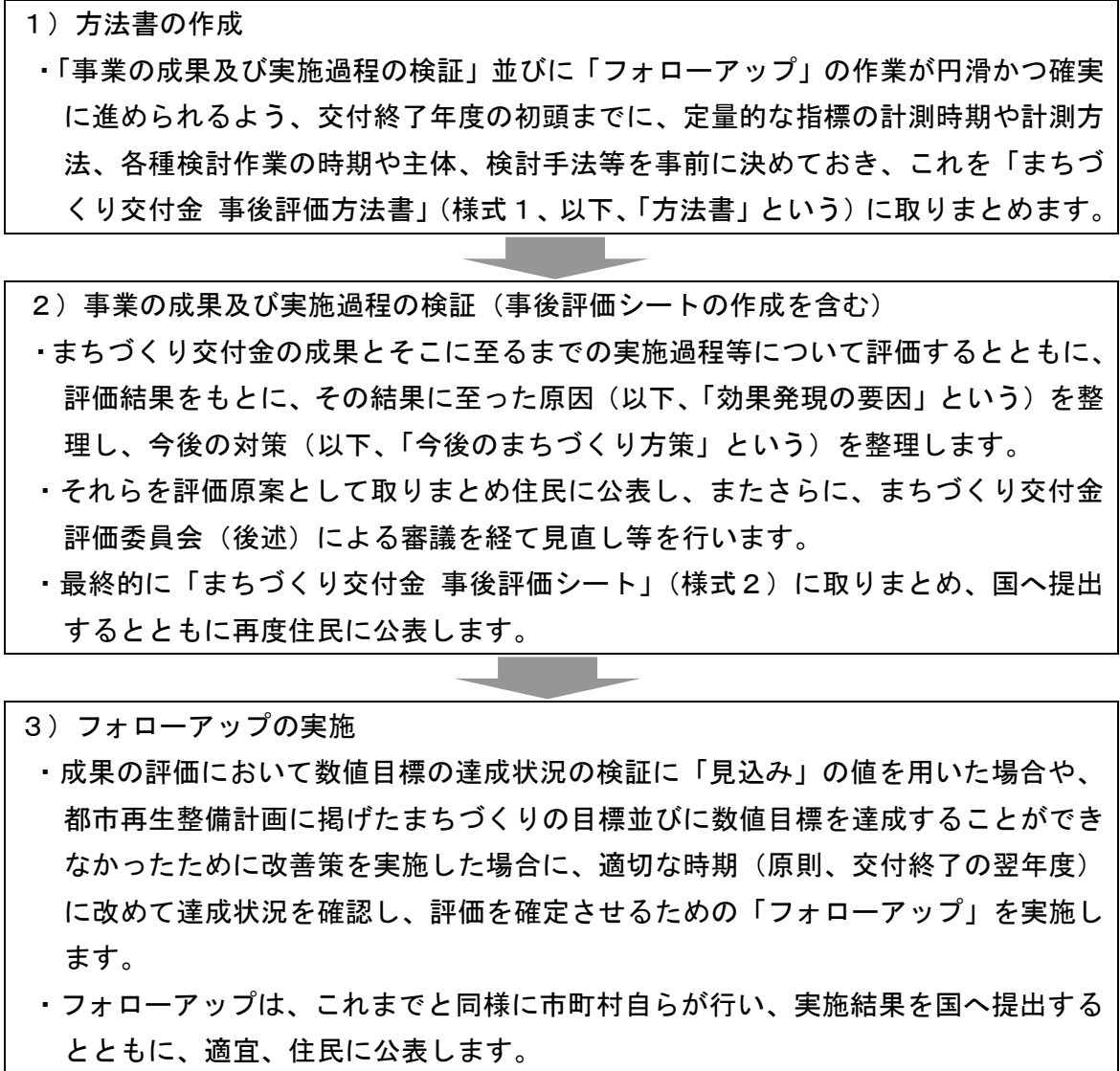
※なお、事後評価の経費（フォローアップを除く）について、提案事業として交付対象事業に位置づけることもできます。



■ 図 3-1 事後評価の時期

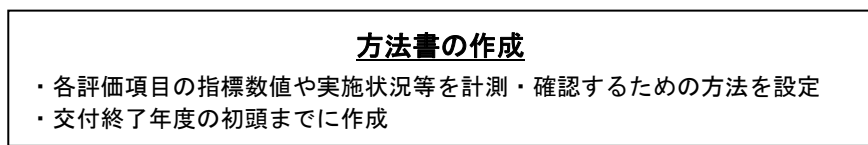
(2) 事後評価の手続き

手続きには、1) 方法書の作成、2) 事業の成果及び実施過程の検証、3) フォローアップの実施の3段階があり、1) 及び2) を交付終了年度に、また、3) を交付終了の翌年度（原則）にそれぞれ実施します。



■図 3-2 事後評価の手続き

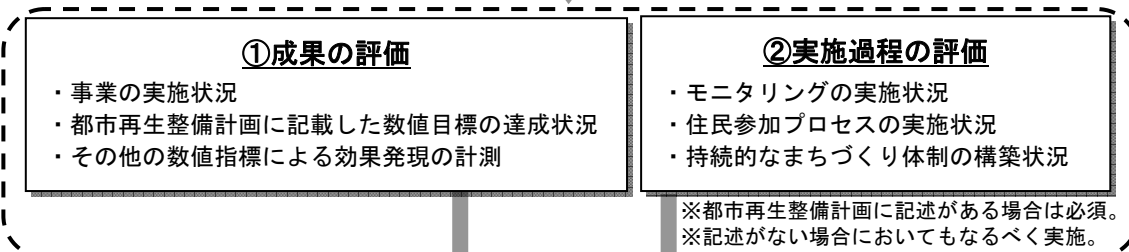
【方法書の作成】



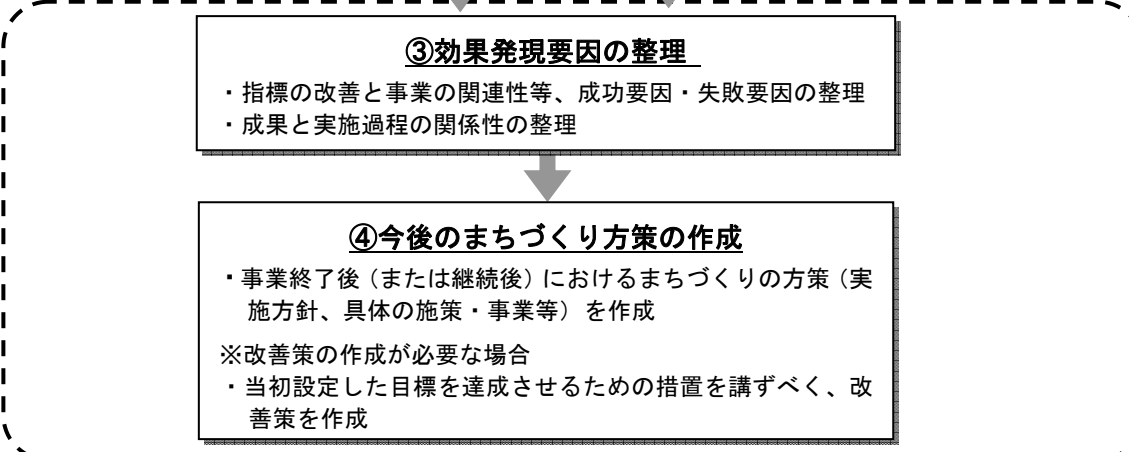
【事業の成果及び実施過程の検証】

(事後評価シートの作成を含む)

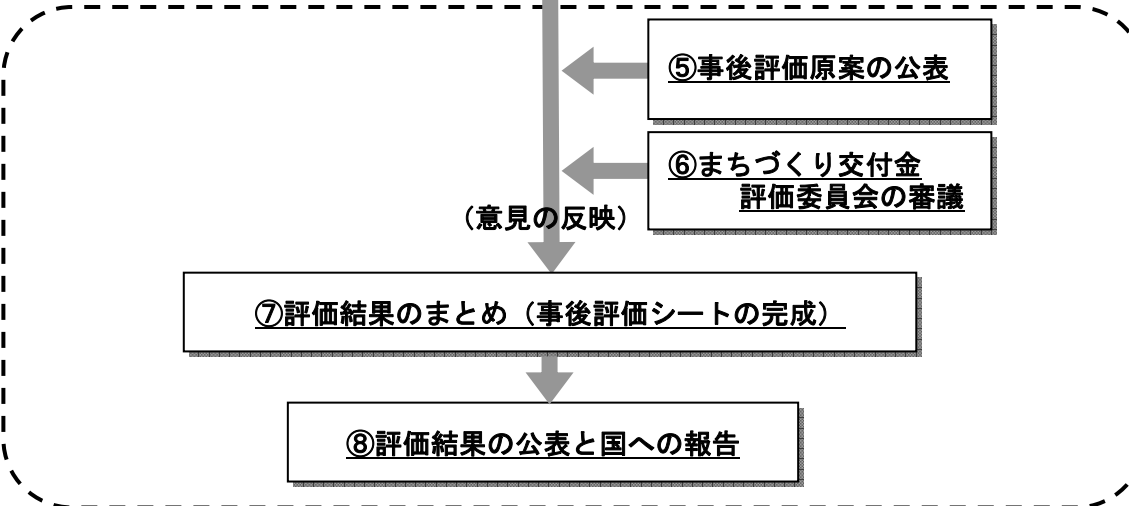
▼まちづくりの目標等の達成状況を確認



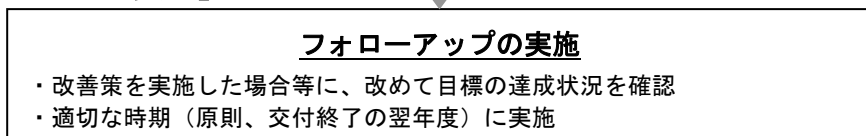
▼今後のまちづくりを検討



▼評価結果をチェック



【フォローアップの実施】



■ 図 3-3 事後評価の実施フロー

【交付終了年度における「方法書の作成」並びに「事業の成果及び実施過程の検証」

の実施スケジュール例

交付終了年度における「方法書の作成」並びに「事業の成果及び実施過程の検証」の実施スケジュールは下図のとおりです。(国とのやり取りを伴わない手続きのスケジュールはあくまでも目安です)

事業の進捗状況しだいでは交付終了年度の作業ボリュームが膨大になる恐れがありますので、早い段階からの準備作業を実施しておくことが望まれます。

■表 3-1 「方法書の作成」「事業の成果及び実施過程の検証」 実施スケジュール例（目安）

手続き	最終年度	上期						下期										
		第1四半期			第2四半期			第3四半期			第4四半期							
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月					
住民 公表 ^{注1}																		
市町村	方法書の作成																	
	評価のための事前作業																	
	①成果の評価																	
	②実施過程の評価																	
	③効果発現要因の整理																	
	④今後のまちづくり方策の作成																	
	⑤事後評価原案の公表																	
	⑥まちづくり交付金評価委員会の審議																	
	⑦評価結果のまとめ (事後評価シートの完成)																	
⑧評価結果の公表と国への報告																		
次期計画の作成 ^{注2}																		
国	方法書の確認																	
	評価結果と今後のまちづくり方策のチェック																	
	次期計画の確認 ^{注2}																	
国民	国の公表																	

注1：住民への公表時には、必ずしもアンケートや意見聴取の実施を必須としない。

注2：次期計画とは、交付期間終了後も継続してまちづくり交付金を活用する場合に、市町村によって作成される第2期等の都市再生整備計画のことを指す。

凡例

- ↓ 必須事項
- ⋯ 必要に応じて実施
- 国とのやりとり

【用語集】

成果の評価	事業の実施状況、都市再生整備計画に記載した数値目標の達成状況、その他の数値指標または代替指標による効果発現状況の評価を行うこと。
事業の実施状況	まちづくり交付金による事業（基幹事業・提案事業・関連事業）の予算の執行状況や変更状況、施設の完成状況等のこと。
都市再生整備計画に記載した数値目標の達成状況	都市再生整備計画に記載した指標（目標を定量化する指標）について、その数値目標（目標値）が、事後評価の時点で達成されたか否かを検証すること。
その他の数値指標	交付金の効果について、都市再生整備計画に記載した数値目標とは別の定量的な指標を用いて効果の発現状況を検証する場合、その指標を「その他の数値指標」といい、効果発現状況を確認することができる。
代替指標	「その他の数値指標」のうち、都市再生整備計画に掲げたまちづくりの目標や事業との関連性が極めて強く、それを客観的かつ合理的に説明できる場合は、「その他の数値指標」を、当初設定した指標の「代替指標」という。
実施過程の評価	事業の実施過程における、「モニタリングの実施状況」、「住民参加プロセスの実施状況」、「持続的なまちづくり体制の構築状況」の評価を行うこと。
効果発現要因	成果と実施過程について、それぞれの評価結果に至った要因の整理を行うこと。成功・失敗に関わらず、ブレイン・ストーミング等の手法により分析・整理を行い、「今後のまちづくり方策」作成のための基礎資料づくりや事業に関わるデータ蓄積を行う。
今後のまちづくり方策	事業の実施によって得られた効果・影響、ならびに事業実施過程を通して得られた知見を活かして、これからのまちづくりの方向性を記したもの。 なお、評価結果に応じ、改善の必要のあるものについては改善策も追加作成する。
まちづくり交付金評価委員会	事後評価の合理性・客観性を担保するため、評価結果について審議を行う第三者機関。学識経験のある有識者等を含むことを必須とする。

2. 事後評価の内容

(1) 方法書の作成

「事業の成果及び実施過程の検証」並びに「フォローアップ」の作業が円滑かつ確実に進められるよう、交付終了年度の初頭までに「方法書」を作成し、国に提出します。

方法書は、各評価項目について、いつ頃、どのような作業を行うことによって評価を実施するか、その方法をあらかじめ設定する、いわば、評価の“実施計画書”です。具体的には、「方法書作成の手引き」に基づき、定量的な指標の計測時期や計測方法、各種検討作業の時期や主体、検討手法等を「まちづくり交付金 事後評価方法書」に記入するものです。

その後の「事業の成果及び実施過程の検証」並びに「フォローアップ」にかかる一連の作業は、市町村が自ら作成した方法書に従って進めることが原則となります。（方法書作成時には予期していなかった状況の変化等により他の方法を用いることが合理的な場合には、方法書に固執することなく適切に対応することとします。ただし、方法書と異なる方法となる場合、まちづくり交付金評価委員会において、その変更の適切性等を確認していただくこととなります。）

(2) 事業の成果及び実施過程の検証（事後評価シートの作成を含む）

以下に従って評価並びに検討を行い、その結果を「まちづくり交付金 事後評価シート」に記入して下さい。なお、記入方法については、「事後評価シート作成の手引き」をご覧ください。

①成果の評価

交付期間が終了した時点で交付金の効果がどの程度表れているのかを把握して、市町村が都市再生整備計画において住民に公約したまちづくりの目標について達成状況を検証します。

まず、都市再生整備計画に記載した目標の変更の有無を確認します。続いて、事業の「成果」として、事業の実施状況、数値目標の達成状況、都市再生整備計画に記載した数値目標以外の指標等により計測される効果発現状況を評価します。

ア) 都市再生整備計画に記載した目標の変更の有無

都市再生整備計画に記載した目標（目標、目標を定量化する指標、目標値等）を当初計画から変更したかどうかを確認します。

イ) 都市再生整備計画に記載した事業の実施状況（完成状況）

都市再生整備計画に記載した事業（交付対象事業・関連事業）の実施状況を確認します（予算の執行状況や変更状況、施設の完成状況等）。

a. 交付対象事業の実施状況

交付対象事業が、事後評価の時点で都市再生整備計画（最終変更計画）どおりに実施されたか（あるいは、交付終了年度末までに実施される見込みか）、また、事業費等が当初計画からどの程度変更されたかを確認します。

b. 関連事業の実施状況

都市再生整備計画の目標の達成状況を確認する上では、関連事業の実施状況についても確認が必要です。

関連事業が事後評価の時点で都市再生整備計画（最終変更計画）どおりに実施された（または、実施される見込み）かどうかを確認します。

ウ) 都市再生整備計画変更の理由・指標への影響

事業費が大幅に変更された事業、及び、新規に追加した事業がある場合に実施します。

当初計画から変更のあった事業について、変更理由やその変更が計画の目標や指標にどのような影響を与えたか（事業の変更に伴う数値目標変更の必要性等）を確認します。具体的には、当初計画の変更が行われた事業名と施設名、変更した理由、目標・数値指標への影響を検証します。

エ) 都市再生整備計画に記載した数値目標の達成状況

数値目標の達成状況の確認は、事後評価の中でもっとも重要な部分です。都市再生整備計画において「目標を定量化する指標」に示した数値目標が、事後評価の時点でそれぞれ達成されたか否かを検証します。

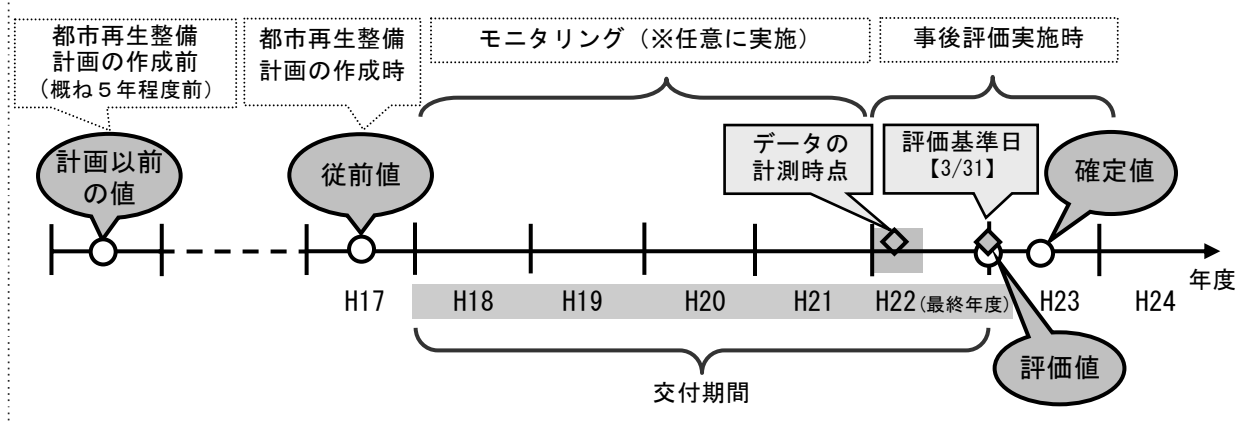
交付終了年度の4～6月頃に計測するデータ等をもとに、評価基準日（交付期間の最終

日)における値を「評価値」として求めます。評価値を求めるために必要となるデータの計測方法は、基本的には「従前値」(都市再生整備計画作成時の値)の求め方と同様としますが、事業の実施により調査地点が変更となった場合や、従前値に用いた統計の調査方法が変更になった場合など、従前値と同様の計測方法を採れない場合には、別の方法で計測することもできます。

また、評価値を確定できない場合は、4～6月頃に計測するデータや既存の統計書等をもとに評価基準日における「見込み」の値を求めた上で、その値を「評価値」として代用します。

なお、「見込み」の値を用いた指標については、翌年度以降(原則、翌年度)にフォローアップを行い「確定値」を計測し、それをもって再度、数値目標が達成されたか否かを検証します。

(参考) 評価に用いる値の概念の整理 (交付期間を平成18～22年度と仮定した場合)



(留意事項)

「評価値」が数値目標を達成していない場合でも、合理的な理由により1～2年以内の間に数値目標を達成することが確実な場合は「達成見込み」とすることができま

す。また、評価にあたっては、3～5年間の交付期間における指標の変化だけでなく、都市再生整備計画の作成以前(概ね5年程度以前)からの経年変化も同時に示すことにより、事業がまちづくりに及ぼした効果とその評価について、市民にわかりやすく説明することを推奨します。

オ) その他の数値指標 (当初設定した数値目標以外の指標) による効果発現の計測

交付金による事業の効果について、都市再生整備計画に記載した数値目標とは別の定量的な指標を用いて効果の発現状況を検証することができます。この定量的な指標(「その他の数値指標」という)は、一般的社会指標、住民満足度などを利用することができますが、市町村が任意に追加して評価を行うことができます。

なお、「その他の数値指標」のうち、都市再生整備計画に掲げたまちづくりの目標や事業との関連性が極めて強く、それを客観的かつ合理的に説明できる場合は、その指標を、当初設定した指標の「代替指標」として取り扱うことにより、都市再生整備計画に掲げた目標が達成されたことを説明することができます。

(留意事項)

「その他の数値指標」は、方法書にあらかじめ記載があるかどうかにかかわらず、任意に追加できます。

「その他の数値指標」を、都市再生整備計画に掲げた指標の「代替指標」として利用する場合には、指標1つに対し1つ以上の「その他の数値指標」が対応する必要があります。

また、「代替指標」とする理由について、まちづくりの目標や既定の指標との関連性等の側面から、まちづくり交付金評価委員会等（後述）の第三者の意見を聴くことを必須とします。

なお、都市再生整備計画に記載した数値目標及び、「その他の数値指標」による効果発現の計測結果は、後述の「今後のまちづくり方策」や「改善策」を検討する際の判断材料となります。

(参考) 定性的な効果発現の評価

都市再生整備計画に記載した数値目標、あるいは、「その他の数値指標」を用いて事業効果の発現状況を検証するほかに、例えば、

- ・ 行政や住民のまちづくりに対する意欲が向上した
- ・ 行政と住民との間の信頼関係ができた
- ・ まちづくりに参加する住民が増えた
- ・ 住民が自主的に公共施設等の管理を始めた

など、定量的に表すことができない定性的な評価ができる場合には、それらを参考情報として記述することができます。

②実施過程の評価

都市再生整備計画に記載した数値目標の達成状況や計画に位置づけた事業が実施できたかどうか、という結果を評価するだけでなく、その結果に至るまでの実施過程を検証することも非常に重要です。

例えば、交付期間中にモニタリングを実施することは中間段階での進捗状況を確認することができ、適切な事業の執行と管理に役立ちますし、住民参加の実施やまちづくり体制を構築することは、事業完了後の継続的なまちづくりの推進にとって重要です。

そこで、都市再生整備計画に「モニタリングの実施」、「住民参加プロセスの実施」、「持続的なまちづくり体制の構築」等の実施過程について記述した場合は、これらの状況や結果についても評価します。

都市再生整備計画にあらかじめ記述がない場合においても、実際に上記の事項を行った場合には、評価対象として記入できることとします。

これらの記入は、次の段階の「効果発現要因の整理」や「今後のまちづくり方策」の検討にあたり重要な検討材料となります。

③効果発現要因の整理

まちづくり交付金では、結果（事業の成否）だけでなく、その結果に至るまでのプロセスや原因等を総合的に分析することによって、成功要因は今後のまちづくりに活かし、十分な成果

が出ていない場合等はその原因を究明して改善につなげることを重要視しています。

よって、ここでは、成果と実施過程についてそれぞれの評価結果に至った要因の整理を行います。

ア) 効果発現要因の整理にかかる検討体制

事業による効果発現要因の整理にあたっては、事業担当課のみでの検討ではなく、庁内関係各課や必要に応じて外部の有識者（学識経験者、まちづくり専門家等）の参画を求め、総合的かつ専門的な知見をもって検討されることが望まれます。

参加が想定される庁内関係各課や外部の有識者、検討内容等については、【事後：参考1】を参照してください。

イ) 各指標の要因の整理

効果発現要因の整理の一環として、どの事業を実施したことが指標の改善に大きく貢献したのか、指標の改善と事業との関連性を確認してください。

特に、まちづくり交付金では、複数の事業の組み合わせによる相乗効果の発揮を狙いのひとつとしていますので、指標の改善に貢献した事業の組み合わせやハード事業とソフト事業の連携などの視点で整理してください。結果が良くなかった指標については、その要因の分析など、今後の改善につながる検討を行ってください。

ウ) 成果と実施過程の関係性の整理

事業の組み合わせによる効果発現の分析と併せて、事業の実施過程も再確認し、モニタリングや住民参加の実施、持続的なまちづくり体制の構築が、成果にどのような影響を与えたのかについても整理してください。

④今後のまちづくり方策の作成

まちづくり交付金では、交付期間終了後においても交付金の効果の持続を図るため、前項までの評価結果等をもとに、今後のまちづくりの方策を検討・実施します。

(留意事項)

「今後のまちづくり方策」は、成果及び実施過程の評価結果の良否を問わず作成することとします。

ア) 検討体制

今後のまちづくり方策の検討にあたっては、効果発現の要因整理と同様に、事業担当課のみでの検討ではなく、庁内関係各課や必要に応じて外部の有識者（学識経験者、まちづくり専門家等）の参画を求め、総合的かつ専門的な知見をもって検討されることが望まれます。

参加が想定される庁内関係各課や外部の有識者、検討内容等については、【事後：参考1】を参照してください。

イ) まちの課題の変化

まちづくり交付金を活用するきっかけとなった当該地区のまちの課題について、事業を実施したことが課題解決にどのように結びついたのか、あるいは、残された課題はないか、

などについて検証します。

また、まちの変化に伴い発生した新たな課題はないか等についても検証します。

ウ) 今後のまちづくり方策

実施過程の検証、効果発現要因の整理、残された課題や新たな課題等の検討を踏まえ、今後必要となるまちづくりの方針や具体的な施策・事業等について幅広く検討します。

「③効果発現要因の整理」においては、個々の指標に着目して要因整理を行います。④今後のまちづくり方策」では、まちづくり交付金の事業全体を俯瞰して、まちに及ぼした効果の持続・活用あるいは改善のあり方を検討するものです。

したがって、個々の指標が目標を達成したかどうかによって今後のまちづくり方策が検討されるのではなく、そもそも交付金を活用するきっかけとなったまちの課題まで立ち返って課題解決の状況やまちの変化を確認したり、計画そのものが課題解決に有効であったかどうか等の検証も含め、さらに、これまでの評価結果（実施過程の評価や効果発現要因の整理）をも踏まえて、総合的な視野をもって今後のまちづくり方策を検討します。

(留意事項)

今後のまちづくり方策は、都市再生整備計画の整備方針に相当するもので、交付終了後のまちづくりの基本的な考え方を検討するものです。

交付金の効果を交付終了後も持続・活用するために何をなすべきか検討する視点のほかに、達成できなかった目標ややり残した課題について、必要な措置を講ずる改善の視点も含めて検討する必要があります。

エ) まちづくりの成果の他地区等への活用

事業による成果（まちづくり交付金によるまちづくりの成果）を、当該地区の今後のまちづくり、及び他地区等におけるまちづくり（施策及び事業等）へも活用できているかどうかを確認します。

事業によるまちづくりの成果としては、住民のまちづくりへの参加機運の高まり、また、それに伴う具体的な住民組織の設立、まちの経済の活性化、まちの交流人口の増加、住民参加手法の確立等が考えられます。

⑤事後評価原案の公表

以上までの手続きや検討結果をまとめて「事後評価原案」を作成し、これを公表します。

まちづくり交付金の事後評価では、事業と評価を連動させるP D C Aサイクルの考え方を採用しているとともに、「わかりやすさ」として情報公開・透明性を重視しています。そこで、事後評価の成案となる前段階の「事後評価原案」を公表することを必須とします。

公表の際には未だ事業期間中であるため、効果の発現については「見込み」で評価せざるを得ない指標があることも考えられますが、行政サービスの顧客は納税者である市民であることを考えれば、市民の満足度の最大化を追求するために、P D C AサイクルのC（=Check；事業の成果や実施過程の検証）の一環として、この段階での「評価原案」を公表した上で、寄せられた意見等をその後の評価に反映させる（=Act；改善）ことを目的としています。

(留意事項) 事後評価原案の公表資料と公表方法

公表する資料は市町村の任意ですが、最低限、次の2点の資料を作成し、公表してください。

- ・様式2「まちづくり交付金 事後評価シート」のうち、総括的な記載を行う様式2-1及び2-2の作成原案、あるいは、それと同等の内容が記載された資料
- ・今後のスケジュール（まちづくり交付金評価委員会の開催時期、評価結果のまとめ及び公表、並びに国への報告、フォローアップの予定等）

なお、単に様式を掲載するのではなく、事業内容を説明する地図やイメージパース、写真の添付、事業効果を示すグラフや解説など、住民にわかりやすい表現方法で公表することが重要です。

公表方法も市町村の任意ですが、例えば、市報等の広報誌や市町村のウェブサイトへの掲載など、住民の目に触れやすい方法で公表することが望めます。

また、意見等を述べたい住民が容易に述べることができるよう、意見等の送付先となる市町村の窓口を明確に示すことが求められます。

なお、寄せられた意見等については、まちづくり交付金評価委員会（後述）による事後評価手続きの確認・審議の際に提出するものとします。

(参考) その他の機会における有識者の意見聴取（実施は任意）

「効果発現要因の整理」や「今後のまちづくり方策」の検討内容が不足していると思われる場合や、事後評価原案の公表と並行して外部の有識者からも意見聴取する場合、その他、市町村が自ら必要と判断した場合などには、任意に有識者から意見を収集・整理してください。

特に、「効果発現要因の整理」や「今後のまちづくり方策」の検討に外部の有識者が参画していなかった場合には、有識者の意見聴取を別途の機会に行うことを推奨します。

意見聴取の対象となる外部の有識者や聴取する意見の内容等については、【事後:参考1】を参照してください。

⑥まちづくり交付金評価委員会の審議

市町村は、事後評価結果の合理性・客観性を担保するため、第三者によって構成される「まちづくり交付金評価委員会」の審議を経ることを必須とします。

まちづくり交付金における事後評価の主体は市町村であり、評価作業の具体的な進め方や目標が達成されたか否かの判断、今後のまちづくり方策や改善策の必要性など、事後評価の手続きの大部分が市町村の自主的な運営と判断に委ねられています。（それゆえ、市町村の判断を総合的かつ専門的な知見から補強するために、評価の各段階での有識者の参画や意見聴取を推奨し、また、情報公開として評価原案の公表を義務づけています。）

また、国は、市町村より提出のあった事後評価の結果を確認する（必要に応じて助言も行う）ものですので、事後評価結果の合理性・客観性の担保については、市町村が自ら取り組んでいただく必要があります。

そこで、「まちづくり交付金評価委員会」は、市町村による事後評価等が適切に遂行された

ことを中立・公平な立場で審議する（適切に遂行されたことを確認し、必要な意見を述べる）ことを目的としています。

なお、同委員会設立にかかる市町村の負担軽減を考慮し、市町村または都道府県が設置している補助事業に係る事業評価監視委員会、都市計画審議会、その他の行政評価に係る委員会等における委員を「まちづくり交付金評価委員会」の委員とすることもできます。

■表 3-3 まちづくり交付金評価委員会の要件等

要件	<p>学識経験のある有識者等数名により構成すること。</p> <p>※ここでいう「学識経験のある有識者」の定義については【事後：参考2】を参照してください。</p>
既存機関の活用	<p>市町村が独自に「まちづくり交付金評価委員会」を設置する以外に、次のような市町村または都道府県が設置している委員会等における委員を「まちづくり交付金評価委員会」の委員とすることも考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業評価監視委員会 ・ 都市計画審議会 ・ その他の行政評価に係わる委員会等 等 <p>※既存機関を「まちづくり交付金評価委員会」として活用しようとする際、組織そのものを「まちづくり交付金評価委員会」として位置づけることや、既存機関の議題としてまちづくり交付金の事後評価を取り扱うことが、当該機関の設置目的上不適切であると考えられる場合があります。（特に、法律や条例で定める審議会等を活用しようとする場合）</p> <p>したがって、委員構成は既存機関のものを活用するとしても、「まちづくり交付金評価委員会」の委員として別途委員委嘱するなどの措置が必要となることが考えられます。</p> <p>※同様に、都道府県の委員会等を活用する場合には、市町村の事務のために都道府県の委員会等を活用することになるので、都道府県の同意を得たり、市町村が別途委員委嘱する等の措置をとることが考えられます。</p> <p>※なお、まちづくり交付金評価委員会は、地方自治法第138条の4の規定に基づく機関として、法律又は条例の定める付属機関に位置づける必要はありません。</p>
審議内容	<p>まちづくり交付金評価委員会は、市町村による<u>事後評価等が適切に遂行されたことを中立・公平な立場で確認し、必要な意見を述べる</u>ことが趣旨であることから、次の事項を審議するものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 方法書に従って評価が実施されているか。 ・ 方法書に依らない方法で評価が行われた場合には、その方法及びその方法を採用した理由が合理的であるか。 ・ 「その他の数値指標」を、都市再生整備計画に記載した数値目標に代わる「代替指標」として活用した場合、その指標はまちづくりの目標や事業との関係性に照らして適切であるか。 ・ 事後評価原案の公表は適切に行われたか。 ・ 住民や有識者等から得られた意見は評価に適切に反映されたか。 等 <p>「成果発現要因の整理」や「今後のまちづくり方策」については、事後評価とは別に、さらに専門的知見を要することから、別途有識者からの意見聴取を行うことを推奨していますが、都市計画やまちづくり等の分野に知見のある専門家を委員に加えることにより、「まちづくり交付金評価委員会」において同時に意見聴取を行ってもよいこととします。</p>

⑦評価結果のまとめ（事後評価シートの完成）

事後評価原案の公表及びまちづくり交付金評価委員会の審議、有識者の意見聴取（必要に応じて実施）等により寄せられた意見等を適宜、評価に反映させて、様式2「まちづくり交付金事後評価シート」を完成させます（添付様式も含む）。

⑧評価結果の公表と国への報告

まちづくり交付金交付要綱「第8 都市再生整備計画の事後評価」では、『市町村は交付期間の終了時に、都市再生整備計画の目標の達成状況等について評価を行い、これを公表するとともに、国土交通大臣にこれを報告しなければならない』と定められています。

ア) 評価結果の公表

住民に対する説明責任を果たすという意味でも、取りまとめた評価結果は公表することとします。公表するために次の事項を実施することが考えられます。

- ・事後評価の結果概要を市報等の広報で周知
- ・市町村のウェブサイトを用いて公表

場合によっては、下記のような方法により、公表を兼ねて今後のまちづくりに住民参加を促したり、住民の関心を高めることも考えられます。

- ・住民説明会・シンポジウムなど参集による周知
- ・パンフレット等印刷媒体、看板等による周知

また、評価結果を公表する際には、「事後評価原案」の公表と同様に住民にわかりやすいように工夫してください。

イ) 国への報告

国は市町村が行った事後評価結果の確認、及び、必要に応じて助言を行います。

助言を受けた市町村は速やかに事後評価の修正を行う必要があります。（修正した事後評価については、再度「まちづくり交付金評価委員会」の審議（確認と意見聴取）を求める必要はありません。）

(3) フォローアップの実施

フォローアップは、成果の評価において、数値目標の達成状況の検証に「見込み」の値を用いた場合や、都市再生整備計画に掲げたまちづくりの目標並びに数値目標を達成できなかったために「改善策」を行った場合などに実施します。

フォローアップによって、「確定」した値や改善後の値を計測し、改めて達成状況を確認することで評価を確定させるものです。

なお、3～5年間のまちづくり交付金の交付期間終了後も、引き続きまちづくり交付金を活用して事業を実施する場合には、フォローアップの実施は不要とします。

①フォローアップの時期

フォローアップは、事業完了（交付終了）後、各指標の「確定」の値を計測できる適切な時期に実施してください。

原則として交付終了の翌年度に実施することとしますが、交付終了の翌年度にも確定の値を計測できない指標については、概ね3年以内で適切な時期に実施することでよいものとします。

②フォローアップの内容

フォローアップでは、少なくとも「確定」の値を計測して、成果の評価を確定させてください。

原則として方法書にあらかじめ記入した計測手法を用いることとしますが、手法を変更した場合は、変更内容がわかる資料をフォローアップの報告時に添付することが望まれます。

事後評価で用いた「見込み」の値と、フォローアップによって計測された値との間に大きな差異がある場合や、改善策を実施してもまちづくりの目標並びに数値目標が達成できなかった場合には、「今後のまちづくり方策」や「改善策」を再検証してください。（「改善策」を作成していなかった場合には、作成してください。）

③フォローアップの公表と国への報告

フォローアップにより評価結果の見直しを行った場合には、適宜、その結果を住民に公表してください。

また、「まちづくり交付金 事後評価様式」の所定の欄にフォローアップの結果を記入して、国へ適宜、報告することとします。

【事後：参考1】 効果発現要因の整理、今後のまちづくり方策の作成等における有識者の意見聴取等について

(1) 検討への参画や意見聴取が想定される有識者

「効果発現要因の整理」及び「今後のまちづくり方策」の検討にあたっては、事業担当課のみの検討ではなく、庁内関係各課や必要に応じて外部の有識者（学識経験者、まちづくり専門家等）の参画を求め、総合的かつ専門的な知見をもって検討されることが望まれます。

その他、市町村が自ら必要と判断した場合には、任意に外部の有識者から意見を収集・整理してください。特に、「効果発現要因の整理」や「今後のまちづくり方策」の検討に外部の有識者が参画していなかった場合には、別途、有識者の意見聴取を行うことを推奨します。

これらの検討や意見聴取にあたっては、交付金事業で実施したまちづくりの成果等について専門的な見地から意見をいただくほかに、地元関係者から率直な意見を聞いたり、各地の事例等をもとに今後のまちづくりの方向性や新たな課題（例えば、まちづくりから福祉や教育等への波及効果、観光客の増加による防災強化の必要性等）を示唆していただくということも考えられますので、次のような幅広い分野から人選することが考えられます。

- ・ 大学や高等専門学校等の教員、建築士、技術士等、都市計画やまちづくり一般について、相当専門的な知見を有する者。
- ・ 交付金事業の推進にかかわった地元関係者や当該地区のまちづくりに精通している者。
（商工会議所、社会福祉協議会、青年会議所、まちづくりにかかる NPO 法人・市民団体、まちづくり協議会、自治会長等）
- ・ 新聞論説委員、シンクタンク研究員、国や都道府県職員等、全国各地のまちづくり事例等について幅広い知見を有する者。

(2) 「効果発現要因の整理」「今後のまちづくり方策」の検討における検討体制の例

「効果発現要因の整理」や「今後のまちづくり方策」の検討にあたって、庁内関係各課や外部の有識者の参画を得る場合、例えば、次のような検討体制で実施することが考えられます。

なお、ここに示すのは例ですので、市町村の都市規模、まちづくり交付金の事業規模や地区特性等を考慮して、市町村が合理的と判断される範囲で人選を行ってください。

■表 検討体制の例

分 野		委 員
庁内関係課		企画調整課、都市計画課、公園緑地課、建築住宅課、道路整備課、高齢福祉課、文化振興課、中心市街地活性化室、教育委員会、〇〇区役所まちづくり課（※政令指定都市の場合） 等
外部有識者	学識者	〇〇大学工学部 教授（まちづくり一般） 〇〇高校社会科教諭（地域の歴史文化に精通） 等
	協力機関	社会福祉協議会、商店街振興組合 等
	地元地区	NPO 法人〇〇〇〇、〇〇地区まちづくり協議会、〇〇地区自治会 等
事務局		都市整備課（＝担当課）

(3) 検討内容や意見聴取の論点

「効果発現要因の整理」や「今後のまちづくり方策」の検討、任意の意見聴取等を実施するにあたっては、次のような検討の論点を示した資料や、事業地区にかかる地図や写真の添付、事業効果を示すグラフやデータ等を準備すると、議論や意見聴取が円滑に進むものと思われま

■表 論点の例

<p>1) 成果の評価について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都市再生整備計画に掲げた指標の数値目標と成果の評価はどうか。 ・ 定量的には表現できない定性的な効果はないか。 ・ その他、計画当初は想定していなかった良好な効果があったか。
<p>2) 実施過程の検証について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ モニタリングを実施したことが、事業の推進にどう寄与したか。 ・ 住民参加プロセスが、事業の推進にどう寄与したか。 ・ 持続的なまちづくり体制の構築が、事業の推進にどう寄与したか。
<p>3) 効果発現要因の整理について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各指標で改善が図られているか。その成功要因は何か。 ・ 各指標で改善がうまくいかなかったところがあるか。そのうまくいかない要因は何か。 ・ どの事業とどの事業の組み合わせを行ったことが指標の改善につながっているか。 ・ 当初期待したような、まちづくりへの良い効果が得られているか。 <p>【例】 →交流施設は期待どおりに利用されているか。 →中心市街地の人の回遊性は向上したか。 →バリアフリーの環境整備によって高齢者や障害者が利用しやすくなったか。</p>
<p>4) 今後のまちづくり方策の検討について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ まちの課題が事業によって解決したか。やり残した課題はないか。 <p>【例】 →中心市街地の交流人口を増加させる意味では、交流施設の整備は効果があったが、施設に来館した市民をどのように商店街に回遊させるか。 →中心市街地におけるイベント等の充実に向けて具体的な改善策はあるか。 →〇〇駅の乗降客数が増えたことはよいが、周辺施設のバリアフリー化が遅れているのではないか。 ・ まちづくりの効果を今後とも持続させるには何をすべきか。 ・ 事業を行ったことによって発生した新たな課題はないか。 <p>【例】 →観光客が増加したことはよいが、災害時に観光客の安全をどう確保すべきか。 →車道を狭くして歩道を広げたのはよいが、違法駐車のために自動車が通りにくくなり、渋滞が発生するようになった。 ・ まちづくりの成果の他地区への活用は見られないか。 <p>【例】 →当該地区の事業に触発されて、住民のまちづくりへの参加意識が高まったり、まちづくり組織が設立されるなど、活性化を図ろうとする地区があるか。</p> </p></p>
<p>5) 目標が達成できなかった指標について改善策について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ どのような改善策を講じることが相応しいか。

■表 資料準備の例

<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市再生整備計画にかかげた、まちづくりの目標や指標、指標の数値目標 ・ 事業地区にかかる地図、事業内容や事業箇所 ・ 完成イメージパース、事業前後・事業中の状況（まちの変化の様子）のわかる写真 ・ 指標の推移を示すグラフやデータ（交付期間中のデータだけではなく、都市再生整備計画の作成以前からのデータ（概ね過去5年程度前）も含めることが望ましい）等

【事後：参考2】 まちづくり交付金評価委員会について

(1) まちづくり交付金評価委員会の構成

「まちづくり交付金評価委員会」は、市町村による事後評価等が適切に遂行されたことを中立・公平な立場で審議する（適切に遂行されたことを確認し、必要な意見を述べる）ことが趣旨であることから、公正かつ客観的に判断することができる者により構成する必要があります。そこで、「まちづくり交付金評価委員会」は次のような人選で構成することとします。

- 委員会の要件として掲げる「学識経験のある有識者等数名により構成」とは、原則、大学や高等専門学校等の教員であることが望ましいですが、そのほか、建築士、技術士、市町村等のまちづくりにかかる審議会や委員会の委員、議員など、まちづくりや行政運営等について知見を有する者も「学識経験のある有識者」に含みます。これらの有識者を主たる委員にして「まちづくり交付金評価委員会」が構成される必要があります。
- 市町村や都道府県の事業評価監視委員会や都市計画審議会、その他の行政評価に係わる委員会等の委員構成がこの要件を満足するのであれば、これらの既存機関の委員により「まちづくり交付金評価委員会」を構成することも考えられます。（都道府県の委員会等の委員を活用する場合には、都道府県の同意を得ることが必要です。）
- これらの既存機関に所属する委員を母体にして、「まちづくり交付金評価委員会」を市町村で独自に設置することも考えられます。
- このほか、市町村の必要に応じて、商工会議所、青年会議所、まちづくりにかかるNPO法人・市民団体、自治会長など、関係機関や市町村民等の代表を委員に加えることも考えられます。
- 行政関係者や地元で交付金事業を推進してきた関係者を委員とすることは、事業経緯などを確認する上で有用ですが、「まちづくり交付金評価委員会」の中立性・客観性を損なう可能性があるため、このような事業推進側の関係者を委員とするのは必要最小限にとどめることが望まれます。

(2) 既存組織の例

都市計画審議会等の既存機関の委員構成を参考例として示します。実際の人選にあたっては、市町村の都市規模、まちづくり交付金の事業規模や地区特性等を考慮して、市町村が合理的と判断される範囲で委員に任用してください。

■表 既存機関の委員構成の例

A市都市計画審議会の例	
〇〇大学工学部建築学科 教授	〇〇青年会議所 理事長
〇〇大学大学院 講師	都市計画マスタープラン策定委員
〇〇商工会議所 会頭	市議会議員
〇〇消費者協会 会長	
B町都市計画審議会の例	
〇〇町元助役	〇〇商工会 事務局長
〇〇建築設計事務所 社長	町議会議員
〇〇農業委員会 委員	

C市公共事業再評価委員会の例	
<input type="checkbox"/> 大学経済学部 教授 <input type="checkbox"/> 大学工学部 教授 <input type="checkbox"/> 商工会議所 事務局長 <input type="checkbox"/> 婦人会連絡協議会 会長	<input type="checkbox"/> 新聞社 社長 <input type="checkbox"/> 設計事務所 社長 <input type="checkbox"/> 法律事務所 弁護士
D市行政手続審議会の例	
<input type="checkbox"/> 大学工学部 教授 <input type="checkbox"/> 大学大学院政策科学研究科 教授	<input type="checkbox"/> 新聞社 論説委員 株式会社 <input type="checkbox"/> 社長 <input type="checkbox"/> 法律事務所 弁護士

(3) まちづくり交付金評価委員会の審議内容（再掲）

まちづくり交付金評価委員会は、市町村による事後評価等が適切に遂行されたことを中立・公平な立場で確認し、必要な意見を述べるのが趣旨であることから、次の事項を審議するものとします。

- ・ 方法書に従って評価が実施されているか。
- ・ 方法書に依らない方法で評価が行われた場合には、その方法及びその方法を採用した理由が合理的であるか。
- ・ 「その他の数値指標」を、都市再生整備計画に記載した数値目標に代わる「代替指標」として活用した場合、その指標はまちづくりの目標や事業との関係性に照らして適切であるか。
- ・ 住民や有識者等から得られた意見は評価に適切に反映されたか。 等

(4) 「まちづくり交付金評価委員会」を活用した有識者からの意見聴取（再掲）

「成果発現要因の整理」や「今後のまちづくり方策」については、事後評価とは別に、さらに専門的知見を要することから、別途有識者からの意見聴取を行うことを推奨していますが、都市計画やまちづくり等の分野に知見のある専門家を委員に加えることにより、「まちづくり交付金評価委員会」において同時に意見聴取を行ってもよいこととします。